

(2) 大規模な地震時の被害想定

本計画では、以下の地震による被害を想定します。

横浜駅周辺地区は、海に近いので、大規模な地震の他に津波を伴う地震についても想定します。横浜市地震被害想定調査報告書より発生頻度は低くても最大の被害がもたらされる以下の地震による被害を想定します。

表 想定地震と被害状況①

地震のタイプ	地震被害の大きいタイプ	津波発生型
想定地震	元禄型地震	慶長型地震
震源、規模	神奈川、千葉南部 M8.1	遠州灘～相模トラフ
当該地区の震度	震度 6 強～7	— ※「横浜市地震被害想定調査報告書」に記載されていないため
建築物被害	旧耐震建築物は大きな被害 新耐震建築物も一部で被害	旧耐震建築物に被害
浸水	— ※「横浜市地震被害想定調査報告書」に記載されていないため	あり (最大津波高さ約 4.0m)
津波到達時間	— ※「横浜市地震被害想定調査報告書」に記載されていないため	75 分 ※津波高さ、到達時間については横浜市「平成 25 年度津波対策検討調査」の慶長型地震における神奈川福祉保健センター、横浜平沼高等学校の水位変動予測により推定した。
火災	局所の火災はあるが大火災は発生しない	局所の火災はあるが大火災は発生しない
交通機関の状況	鉄道はすべて運行停止	鉄道はすべて運行停止
道路の状況	物理的被害や停電による信号停止などで車の走行不能	物理的被害や停電による信号停止などで車の走行不能
インフラの状況	電気・ガス・水道が途絶	電気・水道が一部で途絶
一般通信の状況	電話、携帯電話とも輻輳により不通	電話、携帯電話とも輻輳により不通

出典：平成 24 年 10 月 横浜市地震被害想定調査報告書

表 想定地震と被害状況②

種別	被害項目	被害単位	元禄型地震	慶長型地震
建築物被害	揺れ	全壊数(棟)	255	—
		半壊数(棟)	400	—
	液状化	全壊数(棟)	3	—
		半壊数(棟)	63	—
	急傾斜地崩壊	全壊数(棟)	0	—
		半壊数(棟)	0	—
津波	全壊数(棟)	10	44	
	半壊数(棟)	715	1313	
その他の被害	滞留者	人(平日午後)	約 10.2 万人	
	帰宅困難者	人(平日午後)	約 3.3 万人	

出典：建築物被害 平成 24 年 10 月 横浜市地震被害想定調査報告書
その他の被害 平成 29 年度実施の滞留者・帰宅困難者数推計結果

(2) 帰宅困難者数等の推計結果

天神・博多駅周辺地区には最大となる平日12時で約23.2万人（天神地区：約13.0万人、博多駅周辺地区：約10.2万人）の滞在者・来訪者が見込まれます。このうち、徒歩で帰宅可能な約17.0万人を除いた約6.2万人が帰宅困難者となる可能性があります。帰宅可能者は自宅までの距離を想定し、10km圏内は全員帰宅可能、それより遠くは1km離れるごとに帰宅困難者割合が10%増加し、20km以上は全員帰宅困難者と想定しました。

帰宅困難者のうち、買物・観光者や建物倒壊等により従業施設に滞在できないなど、身を寄せる場所が地区内にない方を「寄る辺のない帰宅困難者」と呼称し、その数は最大となる平日12時で約3.8万人（天神地区：約2.05万人、博多駅周辺地区：約1.75万人）と予測されます。

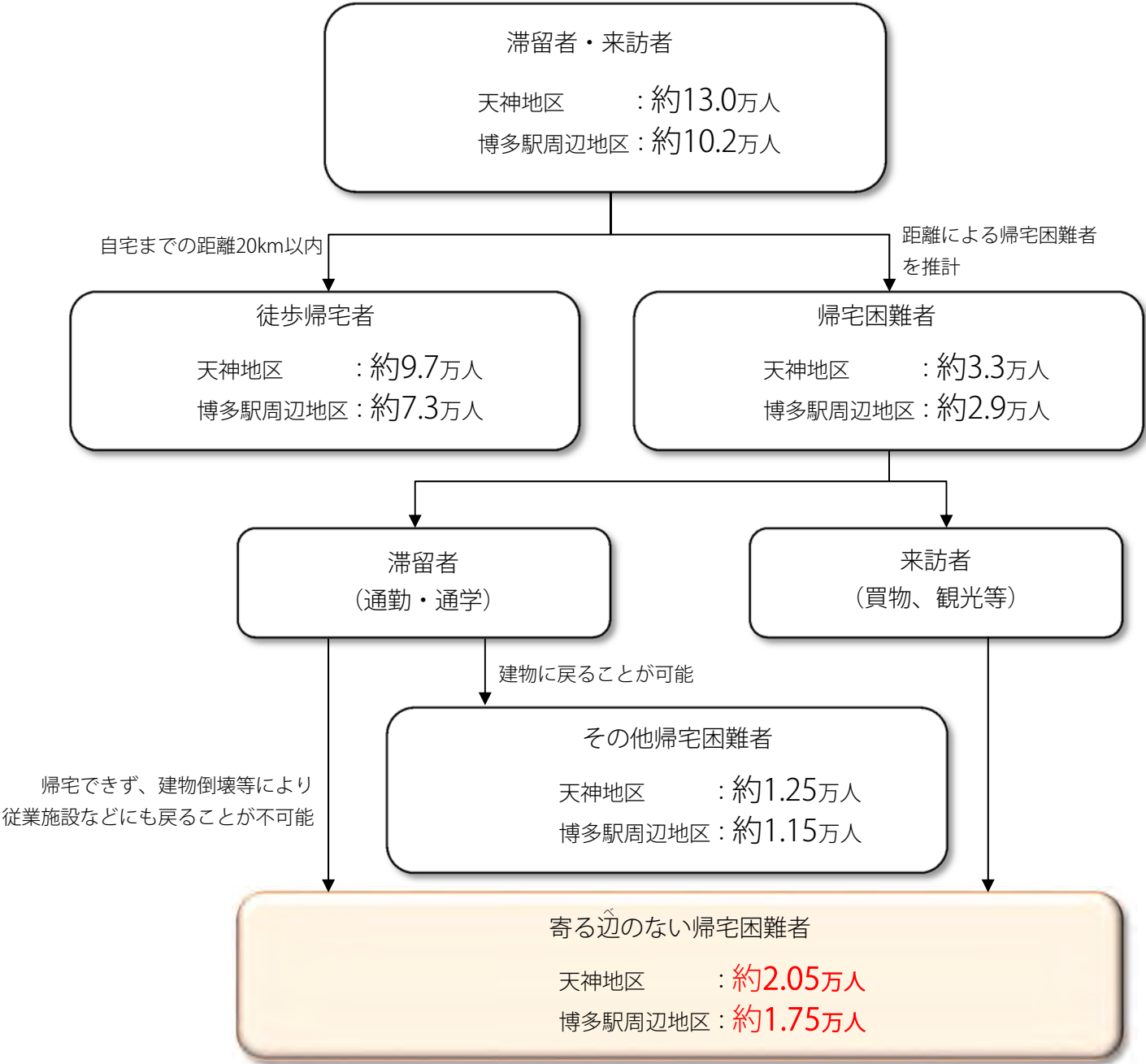
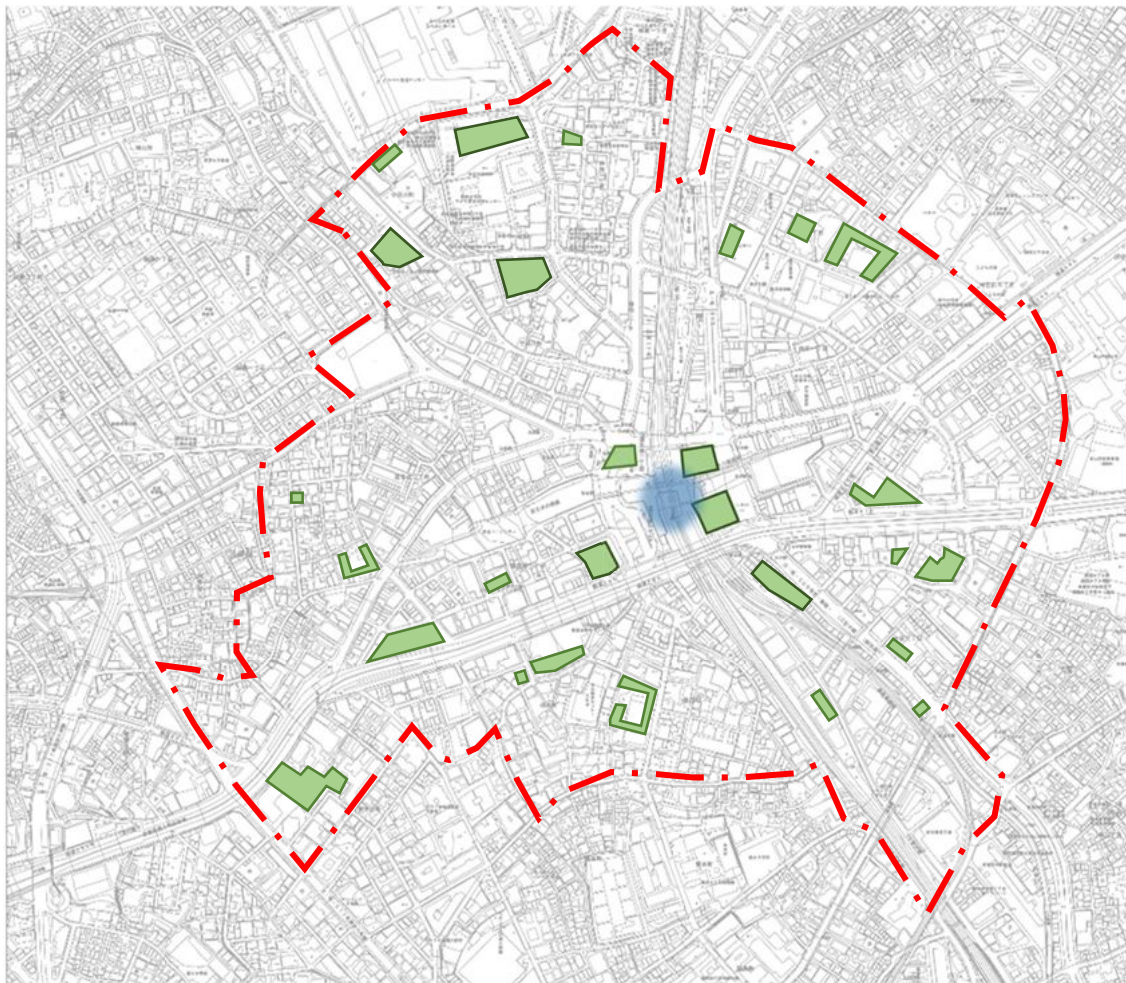


図 滞留者・来訪者、帰宅困難者、寄る辺のない帰宅困難者数（平日12時）

④一時退避に利用できる公開空地、公園等



利用許諾番号：MMT 利許第 27056 号-37



一時退避に利用できる公開空地、公園等は、地域の外周部に多く、一時退避者が発生する渋谷駅周辺には存在しない。

一時退避に利用できる空間の面積合計	50,100㎡
一時退避可能人数合計	38,700人

※面積のうち植栽部分等退避できない部分を減じるため0.7をかけ、その面積に1人/㎡の滞在密度として退避可能人数を算出した。

※一時退避可能人数合計 38,700人の内訳	一時退避に利用できる公開空地、公園等	35,070人
	駅施設のラチ外コンコース	3,630人

3 被害シナリオと災害時に発生する事象

(1) 被害シナリオの想定

豊島区地域防災計画で示された震災シナリオに基づき、大規模な地震が発生した際に池袋駅周辺で想定される状況をまとめる。

図表 33 災害時に池袋駅周辺で想定される状況（豊島区地域防災計画）

震災シナリオ（抜粋）		想定される退避行動等
時間経過	事象・出来事	
1 時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通機関が全面停止、駅とその周辺で混乱が発生 ○ 交通機関利用者や商業施設の買い物客などの一部が施設外へ 	<p style="text-align: center;">【一時待機者の発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 多くの建物の在館者は安全の確認等のため、建物外へ一時的に退避 [鉄道] 鉄道の運行停止、安全確認等のため改札内→（地下通路）→地上へ退避 [地下通路・地下街] 安全確認等のため、地上に一時的に退避 [周辺の建物] 安全確認のため、建物内の避難階段から地上に一時的に退避
	3 時間	<ul style="list-style-type: none"> ○ 駅周辺で多数の滞留者が発生 ○ 家が近い滞留者の一部が移動開始 ○ 徒歩帰宅困難者発生
12 時間	（一時滞在施設の開設）	<p style="text-align: center;">【一時滞在者の発生】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 徒歩による帰宅が困難で、所属場所がない買い物客、来街者等が地域内の一時滞在施設に移動（職場、学校等で被災し、徒歩による帰宅が困難な人は所属する建物に滞在）
1 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通機関の一部が再開 ○ 再開路線等を利用する帰宅困難者が移動開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 交通機関が再開し、帰宅が可能になるまで一時滞在施設等に滞在
3 日	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路、交通機関の復旧開始 	

第3章 都市再生安全確保計画の目標及び基本的な方針

第1 都市再生安全確保計画によって実現する地域の将来像及び目標（都市再生特別措置法第19条の13第2項第一号）

第2章で示した池袋駅周辺地域の現状と被害想定を踏まえ、都市再生安全確保計画の推進によって実現する地域の将来像を「高度な防災機能を備えた劇場都市」とし、国内外から人と産業を惹きつける文化創造の舞台を支える高い安全性を備えた地域をめざしていく。

また、地域の将来像を実現するために8つの目標及び基本的な方針を示し、公民連携による取組を推進する。

高度な防災機能を備えた劇場都市

地域の将来像を実現に導く目標

- 1 一時待機場所、一時滞在施設の整備
- 2 退避経路の確保
- 3 備蓄倉庫・備蓄物資の拡充
- 4 ライフライン・エネルギーの確保
- 5 情報発信・情報伝達の強化
- 6 建築物の防災性の向上
- 7 防災拠点の形成
- 8 エリアマネジメント組織による対策の推進

第2 都市再生安全確保計画の基本的な方針（都市再生特別措置法第19条の13第2項第一号）

1 一時待機場所、一時滞在施設の整備

- 事業者、施設所有者・管理者及び行政は、相互に連携しながら、一時待機場所及び一時滞在施設の確保を進めるとともに、設置・運営に取り組む。
- 事業者、施設所有者・管理者及び行政は、一時待機場所及び一時滞在施設における高齢者、障害者、子ども、妊娠している人など要配慮者の対応について検討を進める。
- 事業者、施設所有者・管理者及び行政は、一時待機場所及び一時滞在施設における待機・滞在環境の向上に努める。

2 札幌駅・大通駅周辺地区における滞在者等の安全の確保のために実施する事業及び事務

2-1 都市開発事業の施行に関して必要となる都市再生安全確保施設の整備及び管理

大規模な地震が発生した場合に滞在者等の安全の確保を図るために必要となる施設（都市再生安全確保施設）の整備及び管理に係る事項を表6に示す。

表6 法第19条の15第2項第2号及び第3号に係る計画

都市再生安全確保施設に係る事項				事業に係る事項			管理に係る事項		
番号	施設名称	種類	所有者	実施主体	事業内容	実施期間	管理主体	管理内容	実施期間
①	北8西1地区歩道沿い空地	退避経路	札幌駅北口8・1地区市街地再開発組合※1	札幌駅北口8・1地区市街地再開発組合※2	北8西1地区において歩道沿い空地を整備	R2～R5 (予定)	札幌駅北口8・1地区市街地再開発組合※1	清掃、照明等設備の管理	R6～ (予定)
②	南2西3南西地区歩道沿い空地	退避経路	南2西3南西地区市街地再開発組合※1	南2西3南西地区市街地再開発組合	南2西3南西地区において歩道沿い空地を整備	R2～R4 (予定)	南2西3南西地区市街地再開発組合※1	清掃、照明等設備の管理	R5～ (予定)
③	大通西2地区屋内広場	一時滞 在施設	(株)北陸銀行	(株)北陸銀行	大通西2地区において1階約160㎡、地下2階約100㎡の屋内広場を整備	R3～R6 (予定)	(株)北陸銀行	清掃、照明等設備の管理	R6～ (予定)
④	北1西5北地区屋内広場	一時滞 在施設	NTT都市開発(株)	NTT都市開発(株)	北1西5北地区において1階約200㎡の屋内広場を整備	R3～R6 (予定)	NTT都市開発(株)	清掃、照明等設備の管理	R6～ (予定)
⑤	北8西1地区備蓄倉庫	備蓄倉庫	札幌駅北口8・1地区市街地再開発組合※1	札幌駅北口8・1地区市街地再開発組合	北8西1地区において備蓄倉庫を整備	R2～R5 (予定)	札幌駅北口8・1地区市街地再開発組合※1	設備の管理	R6～ (予定)
⑥	北4東6周辺地区備蓄倉庫	備蓄倉庫	北4東6周辺地区市街地再開発組合※1	北4東6周辺地区市街地再開発組合	北4東6周辺地区において備蓄倉庫を整備	R1～R3 (予定)	北4東6周辺地区市街地再開発組合※1	設備の管理	R3～ (予定)
⑦	大通西2地区備蓄倉庫	備蓄倉庫	(株)北陸銀行	(株)北陸銀行	大通西2地区において備蓄倉庫を整備	R3～R6 (予定)	(株)北陸銀行	設備の管理	R6～ (予定)
⑧	北1西5北地区備蓄倉庫	備蓄倉庫	NTT都市開発(株)	NTT都市開発(株)	北1西5北地区において備蓄倉庫を整備	R3～R6 (予定)	NTT都市開発(株)	設備の管理	R6～ (予定)
⑨	南2西3南西地区多目的広場	一時退 避場所	南2西3南西地区市街地再開発組合※1	南2西3南西地区市街地再開発組合	南2西3南西地区において多目的広場を整備	R1～R4 (予定)	南2西3南西地区市街地再開発組合※1	清掃、照明等設備の管理	R5～ (予定)
⑩	北8西1地区屋内広場	一時退 避場所	札幌駅北口8・1地区市街地再開発組合※1	札幌駅北口8・1地区市街地再開発組合	北8西1地区において屋内広場を整備	R2～R5 (予定)	札幌駅北口8・1地区市街地再開発組合※1	清掃、照明等設備の管理	R6～ (予定)

※1 所有者及び管理主体については、事業完了後に記載を変更予定

§2 滞在者・来訪者の安全の確保のために実施する事業等

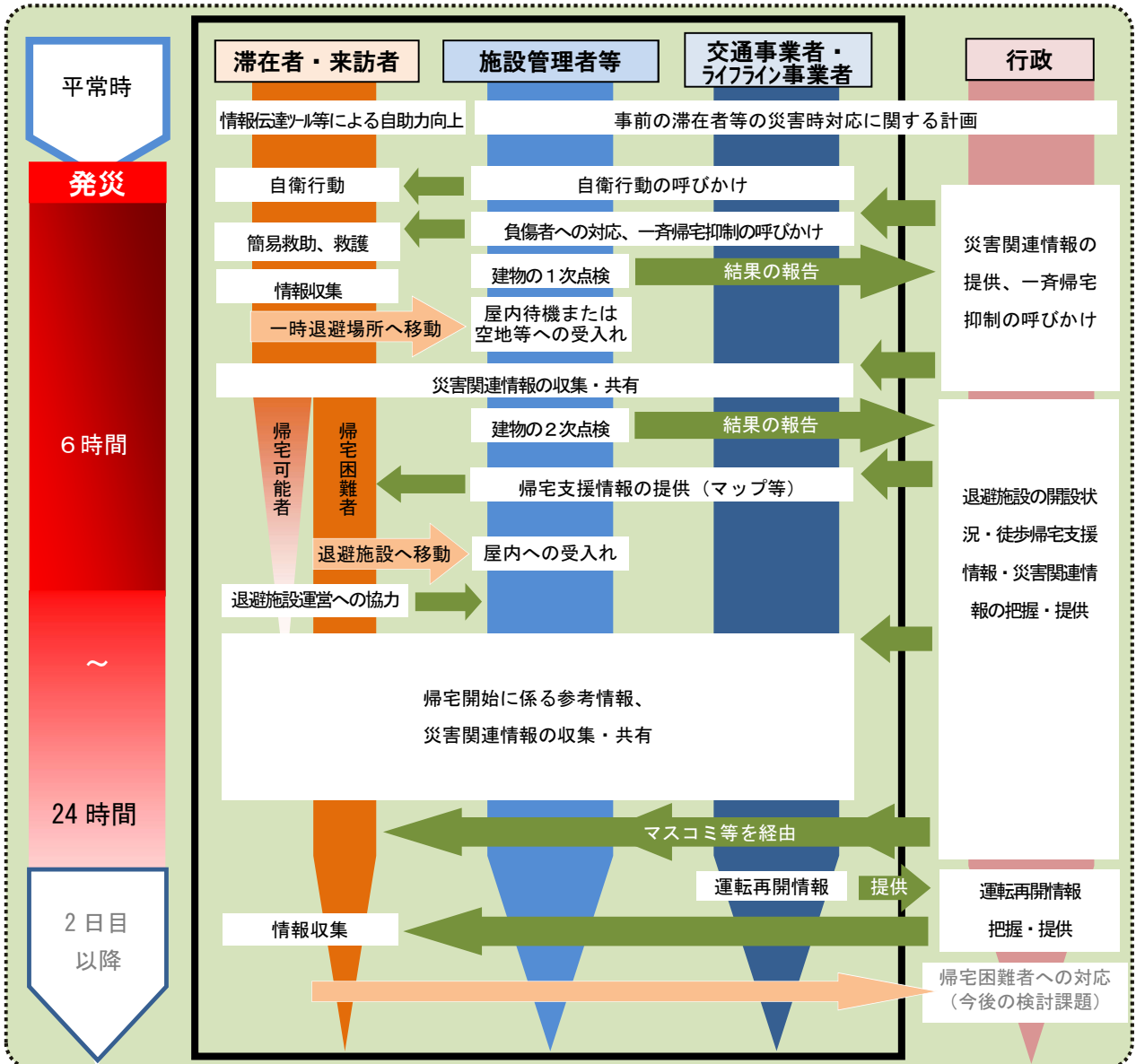
発災時に実施する事務や平常時における準備等や滞在者・来訪者の安全の確保のために実施すべき施設整備・管理といったソフト・ハード対策について記載します。第1次計画作成以降の協議・調整により、事業実施主体の合意を得られた事業、事務等を記載しており、今後も引き続き協議・調整を行い、必要に応じて改定を行います。

1 発災時に実施する事務や平常時における準備等(法第19条の15第2項第五・六号)

1-1 基本的な流れ

滞在者・来訪者の安全の確保を図るための対策を考える基本的な流れとして、以下のようなフローが想定されます。一斉帰宅抑制のための対策、一時退避場所等への避難誘導、退避施設の開設・運営及び災害関連情報の収集・提供といった事務を発災後の対応として実施します。また、発災時に円滑に対策を実施できるよう、訓練の実施など平常時から取り組みを行います。

図-14 基本的な流れ



※ 各情報の提供・報告は可能な範囲で実施することとする。

